

別紙2-1 講師要件一覧表

○：実務経験5年以上（助手は3年以上）、◇：実務経験1年以上

※福祉・介護・看護系大学、介護福祉士養成施設等の教員等及び市町村職員等を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。

科目記号・科目名			項目名	講師要件（実務経験等）
基礎課程	追加課程	統合課程		
I 講義				
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）		1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義（2時間）	(1) 重度訪問介護の制度とサービス（1時間） (2) 重度訪問介護利用者の理解（1時間）	○ 障がい者(児)施設長 ○ 障がい者(児)の相談業務に従事する者 ◇ 市町村障がい者福祉主管課職員 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 障がい者(児)施設長 ○ 障がい者(児)施設直接処遇職員 ○ 保健師 ○ 障がい者(児)の訪問看護に従事する看護師 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		2 基礎的な介護技術に関する講義（1時間）		○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 訪問介護員 ○ 高齢者・障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員 ○ 高齢者・障がい者(児)施設看護職員 ○ 保健師 ○ 訪問看護に従事する看護師 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
3 人権啓発に関する知識（2時間）		3 人権啓発に関する知識（2時間）		○ 学識経験者 ○ 弁護士 ○ 人権啓発を行う団体職員 ◇ 市町村人権啓発主管課職員 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ◇ 大阪府人権擁護士 ◇ 法務大臣が委嘱した人権擁護委員
	1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援に関する講義（4時間）			○ 医師 ○ 保健師 ○ 看護師 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
	2 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）	4 コミュニケーションの技術に関する講義（2時間）		○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 障がい者(児)施設直接処遇職員 ○ 障がい者(児)の相談業務に従事する者 ○ 保健師 ○ 障がい者(児)の訪問看護に従事する看護師 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
	3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義（2時間）			○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 訪問介護員 ○ 高齢者・障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員 ○ 看護師 ○ 保健師 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 ○ 救急救命士 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
		5 喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①（3時間）		指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの ・医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師 ※「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める指導者養成研修
		6 経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②（3時間）		
II 演習（実技講習）				
4 基礎的な介護技術に関する演習（6時間）		7 基礎的な介護技術に関する演習（6時間）	(1) 抱きかかえ方及び移乗の方法（1時間） (2) 車いすの移動介助（2時間） (3) 生活行為の介助（3時間）	○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 訪問介護員 ○ 高齢者・障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員 ○ 看護師 ○ 保健師 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
		8 喀痰吸引等に関する演習（2時間）		指導者養成事業※を修了又はこれに相当する知識及び技能を有すると認められる下記のもの ・医師 ・保健師 ・助産師 ・看護師
III 実習				
5 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（5時間）		9 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習（3時間）		全身性障がい者(児)当事者を含めた演習方式で実施することも可。この場合講師要件は下記による。 ○ 重度訪問介護（日常生活支援）従業者 ○ 居宅介護従業者 ○ 訪問介護員 ○ 高齢者・障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員 ○ 看護師 ○ 保健師 ○ 理学療法士 ○ 作業療法士 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
6 外出時の介護技術に関する実習（2時間）		10 外出時の介護技術に関する実習（2時間）		
	4 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（4時間）	11 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（4時間）		

別紙 2 - 2 講師要件一覧表

○：実務経験 5 年以上（助手は 3 年以上）、うち 2 年以上行動障がいを示す者の支援に携わった経験がある者で

◇：実務経験 1 年以上

※福祉・介護・看護系大学、介護福祉士養成施設等の教員等及び市町村職員等を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していること。

科目記号・科目名	項目名	講師要件（実務経験等）
行動障がい支援課程		
I 講義		
1 強度行動障がいがある者の基本的理解 (1.5時間)	①強度行動障がいとは	○ 障がい者(児)施設長 ○ 障がい者(児)の相談業務に従事する者 ◇ 市町村障がい者福祉主管課職員 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
	②強度行動障がいと医療	◇ 医師 ○ 保健師 ○ 障がい福祉サービスに従事する看護師 ○ 医療ソーシャルワーカー ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
2 強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基本的な知識 (5時間)	③強度行動障がいと制度	○ 保健師 ○ 障がい者(児)の相談業務に従事する者 ○ 医療ソーシャルワーカー ◇ 市町村障がい者福祉主管課職員 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
	④構造化 ⑤支援の基本的な枠組みと記録 ⑥虐待防止と身体拘束 ⑦実践報告	○ 障がい者福祉サービス従業者 ○ 障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員 ○ 保健師 ○ 障がい福祉サービスに従事する看護師 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
3 人権啓発に関する知識 (2時間)	⑧障がい者の人権についての理解	○ 学識経験者 ○ 弁護士 ○ 人権啓発を行う団体職員 ◇ 市町村人権啓発主管課職員 ◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等 ◇ 大阪府人権擁護士 ◇ 法務大臣が委嘱した人権擁護委員
III 演習		
1 基本的な情報収集と記録等の共有 (1時間)	①情報収集とチームプレイの基本	○ 障がい者福祉サービス従業者 ○ 障がい者(児)施設介護職員・生活支援(指導)員
2 行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解 (3時間)	②固有のコミュニケーション ③行動障がいの背景にあるもの	○ 保健師 ○ 障がい福祉サービスに従事する看護師
3 行動障がいの背景にある特性の理解 (1.5時間)		◇ 福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等